

8/18  
県福

## 国の無利子貸付制度 対象拡大

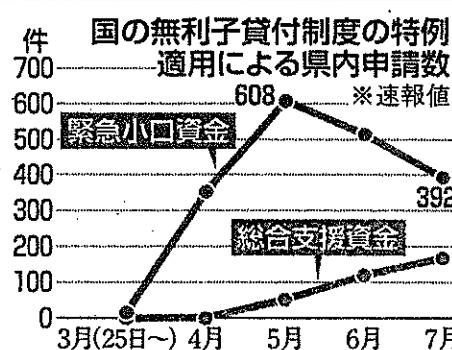
# コロナで収入減 生活資金を確保

申請が増えているのは、  
県社協が実施主体の「緊急  
小口資金」と「総合支援資  
金」。新型コロナの影響に

対応した特例で、三月末か  
ら対象を低所得世帯以外に  
も拡大し、貸し付け条件が  
緩和された。

緊急小口資金は、緊急か  
つ一時に生計維持が困難  
となつた場合の少額の貸し  
付けで、二十万円が上限。

総合支援資金は、生活再建  
までの間に必要な生活費用  
の貸し付けで、主に失業し  
た人向け。最大三カ月間、  
二人以上で月二十万円以  
内、単身で十五万円以内と  
なっている。いずれも窓口



# 県内申請急増 2000件超

新型コロナウイルスの影響で収入が減るなどした世帯に対象が拡大された国の無利子貸付制度の利用が、県内でも急増している。県社会福祉協議会によると、対象拡大の特例適用による申請数は七月末までで累計二千件を突破。コロナ禍が家計を直撃し、生活資金の確保に悩む世帯が急増している実態が浮かび上がった。（坂本碧）

は各市町社協など。申請は九月末まで。

県社協によると、緊急小口資金の申請は五月に六百八件とピークに達した。七月も四百件近い申請があり、同月末までの申請数は一千八百八十二件に上っています。総合支援資金の申請数は四月以降、約五十、七〇件ずつ増加している。七月末時点の累計は三百四十一件。申請数はいずれも速報値。総合支援資金を受けている人の約九割が、緊急小口資金も受けているという。

通常の制度での四～七月の申請数は、緊急小口資金が十九件（昨年同期二十二件）、総合支援資金はゼロ件（同一件）だった。